

徳島県規則第40号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のうち「360円」を「370円」に改め、同1の(2)のアの(イ)中「708万9,000円」を「725万9,000円」に改め、同表の2の(1)のうち「1,390円」を「1,480円

」に改め、同表の3の(3)のイ中

20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,
33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,

」を

500円	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
300円	34,700円	44,800円	62,500円	73,100円	92,100円	12,700円

」に改め、同

(3)のイ中

6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

」を

6,900
11,000

円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円
円	14,400円	20,500円	24,300円	30,700円	4,000円

」に改め、同表の7の(1)のイ中「5

万3,900円」を「5万6,400円」に改め、同7の(2)のイの(ア)中「73万9,000円」を「75万7,000円」に改め、同イの(イ)中「35万8,000円」を「36万7,000円」に改め、同表の9の(3)のイの(ア)中「5,500円」を「5,800円」に改め、同イの(イ)中「5,800円」を「6,100円」に改め、同イの(ウ)中「6,300円」を「6,600円」に改め、同表の10の(3)のイ中「23万2,200円」を「23万9,400円」に改め、同(3)のイ中「18万5,700円」を「19万1,500円」に改め、同表の12の(4)のイ中「3,700円」を「3,800円」に改め、同(4)のイ中「5,900円」を「6,100円」に改め、同表の13の(2)中「14万3,900円」を「14万8,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和8年4月1日から適用する。